

平成 22 年国勢調査の概要

調査の目的

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目に当たる。

調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- （１）歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- （２）島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 22 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院

- 又は療養所，それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所，陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお，後者の場合は，日本の船舶のみを調査の対象とし，調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか，調査時前に本邦の港を出港し，途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
 - 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は，その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については，その基地隊本部）の所在する場所
 - 5 刑務所，少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち，死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は，その刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は，外国人を含めてすべて調査の対象としたが，次の者は調査から除外した。

- (1)外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2)外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 22 年国勢調査では，男女の別，出生の年月など世帯員に関する事項を 15 項目，世帯の種類，世帯員の数など世帯に関する事項を 5 項目，計 20 項目について調査した。

調査の方法

平成 22 年国勢調査は，総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員 - 世帯の流れにより行った。

調査は 総務大臣により任命された約 70 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し，世帯が調査票を調査員又は市区町村に提出する方法により行った。

調査票の提出は，世帯が調査票を記入した上で，調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法とした。また，東京都においては，インターネットによる提出も選択できる方法とした。

集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供については，「平成 22 年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」を参照のこと。